

**【表紙】**

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 2022年6月28日                       |
| 【会社名】      | 株式会社光陽社                          |
| 【英訳名】      | KOYOSHA INC.                     |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 犬養 岬太                    |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都文京区湯島二丁目16番16号                |
| 【電話番号】     | 東京 (03) 5615-9061 (代表)           |
| 【事務連絡者氏名】  | 業務本部部長代理 小川 杏介                   |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都文京区湯島二丁目16番16号                |
| 【電話番号】     | 東京 (03) 5615-9061 (代表)           |
| 【事務連絡者氏名】  | 業務本部部長代理 小川 杏介                   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月24日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、当社定款の一部変更を実施する。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、犬養岬太、八木浩志、杉山貴一郎、栗田真治郎、宮崎安弘を選任する。  
宮崎安弘は社外取締役である。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項   | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件  | 決議の結果<br>(賛成の割合) |
|--------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| 第1号議案  | 5,866 | 24    |       | (注) 1 | 可決 (99.59%)      |
| 第2号議案  |       |       |       | (注) 2 |                  |
| 犬養 岬太  | 5,887 | 3     |       |       | 可決 (99.95%)      |
| 八木 浩志  | 5,887 | 3     |       |       | 可決 (99.95%)      |
| 杉山 貴一郎 | 5,887 | 3     |       |       | 可決 (99.95%)      |
| 栗田 真治郎 | 5,887 | 3     |       |       | 可決 (99.95%)      |
| 宮崎 安弘  | 5,887 | 3     |       |       | 可決 (99.95%)      |

各議案の可決要件は次のとおりであります。

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上